

第 1 部 設立総会

障害者差別禁止条例をつくる会 設立趣意書

国連は、戦後直後の 1948 年「世界人権宣言」を採択し、その後「国際人権規約」(1966)、「女性差別撤廃条約」(1979)、「子どもの権利条約」(1989)などの人権条約を採択しております。

障害者に関しても、1975 年には「障害者の権利に関する宣言」を採択し、障害者が「人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利」と「同年齢の市民と同一の基本的権利を有していること」を確認し、それらが「可能な限り通常のかつ十分に満たされた相当の生活を享受する権利」であるとしています。

その後、国連は、1981 年を「国際障害者年」、1983 年から 1992 年を「国連・障害者の十年」と定め、社会に於ける障害者の地位を高める努力を払い、社会に多くの変革をもたらしてきました。世界に衝撃を与えたアメリカの障害者に対する差別禁止法である ADA が成立したのもこの時期(1990)です。

このような世界の動きの中で、世界ろう連盟(WFD)、世界盲人連合(WBU)、障害者インターナショナル(DPI)、インクルージョン・インターナショナル(II)、世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク(WNUSP)、世界盲ろう連盟(WFDB)の 6 団体は、2000 年に国際障害同盟(IDA)を結成し、後に、世界難聴者連合(IFHHP)、リハビリテーション・インターナショナル(RI)も加盟して、障害者の人権の伸展に向けて結束を固めています。

障害者の権利条約は、これらの動きを基盤として、2002 年から Nothing About Us, Without Us. のスローガンの下に審議が始まり、2006 年障害関係団体の強い影響力の下に、第 61 回国連総会によって採択されました。

この権利条約は、障害者が背負う社会的困難が、個人の機能や能力の障害のみに起因するのではなく、むしろ社会のあり方そのものに起因する点に目を向け、障害者を社会的に排除しない社会(インクルーシブな社会)を如何に構築するかといった観点から、非差別・平等を基調とする諸権利を再確認し、締約国にこれを保障するよう求めています。

ところが、日本においては、障害のある人とない人との間には、人権享有の面で大きな格差が横たわっており、多くの人には見えない形で差別が放置され続けております。このような状況に対して、日本の主だった障害関連団体で構成された日本障害フォーラム(JDF)は、条約の批准に

向けた既存の法律の改正と差別禁止法などの制定を求め、粘り強い活動を繰り広げておりますが、このような動きは中央においてのみならず、地域の条例を求める活動として次第に広がりを見せています。

ここに集った私たちは、障害の違いこそあれ、それぞれ苦難の道を歩んできました。だからこそ、障害によって差別されることのない社会、障害が単にひとりひとりの違いに過ぎない社会が来ることを強く希望しています。差別の禁止は、人々の違いを相互に認め合うことを求めるものであり、多様性のある社会、ひいては、障害の有無にかかわらず、それぞれの個性が発揮できる社会を目指すものです。

そして、このような差別の禁止は、社会生活の最低限度のルールを定めるものであって、処罰を求めるようなものではなく、基本的には、話し合いの場でよりよき社会に向かっての合意形成を図ろうとするものです。

私たちは、そのような意味で、ここ熊本に「障害者差別禁止条例をつくる会」を設立し、これまでになかった幅広い連携の下に、心豊かな人のつながりと誰もが安心して暮らせる地域作りの条例制定を目指してまいります。

2009年7月18日

障害者差別禁止条例をつくる会 準備会一同

障害者差別禁止条例をつくる会

規約

第1条(名称)

本会は「障害者差別禁止条例をつくる会」と称する。

第2条(目的)

本会の目的は、あらゆる障害(難病、発達障害、高次脳機能障害など、差別を受ける恐れのある状態にあるすべての障害を含む)に基づく差別をなくすために基づく差別をなくすため、禁止されるべき差別の内容を明らかにするとともに、差別が発生した場合の救済の仕組みを含む熊本県条例の制定を目指すものとする。

第3条(組織)

- 1、本会の会員は熊本県内で活動し、本会の目的に賛同する障害関連団体とする。ただし、特に事情がある場合は、目的に賛同する個人も会員とすることができる。
- 2、本会は世話人会と賛同団体、賛同個人から組織される。
- 3、世話人会は本会の意思決定機関であり加盟は団体加盟とする。決議は多数決とし、議決権は、一加盟団体一票とする。

第4条(代表、副代表、事務局)

- 1、本会には、代表1名、副代表数名を置く。
- 2、代表及び副代表は世話人会において選任される。
- 3、本会の事務局を特定非営利活動法人 自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本に置く。

第5条(本拠)

本会の本拠は、第4条3項に定める事務局の所在地とする。

第6条(費用)

本会の活動に関する費用については、適宜、世話人会において決定されることとする。

付則

本規約は、2009年7月18日、設立総会の日より施行する

障害者差別禁止条例をつくる会(準備会)

世話人会加盟団体 (順不同・敬称略・23 団体)

社会福祉法人 熊本県視覚障害者福祉協会
財団法人 熊本県ろう者福祉協会
熊本県難聴者中途失聴者協会
社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会
社団法人 全国脊髄損傷者連合会熊本県支部
熊本県精神障害者団体連合会
ピープルファースト熊本
熊本県自閉症協会
財団法人日本ダウン症協会熊本支部
熊本県難病団体連絡協議会
熊本県障害児・者親の会連合会
社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会
社会福祉法人 熊本市手をつなぐ育成会
熊本県重症心身障害児(者)を守る会在宅部たんぽぽの会
熊本県精神障害者福祉会連合会
熊本県知的障がい者施設協会
熊本県身体障害児者施設協議会
きょうされん熊本
熊本市居宅介護・重度訪問介護事業所ネットワーク
熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合
社会福祉法人 くまもと障害者労働センター
ヒューマンネットワーク熊本
バリアフリーデザイン研究会

熊本で条例つくる会が発足

県と県議会も前向き

障害者差別禁止

あらゆる障害に基づく差別をなくすための条例を熊本県でもつくる。県内の障害関係28団体が「障害者差別禁止条例をつくる会」を18日に立ち上げ、同日、熊本市内で設立総会とDF地域フォーラムin熊本を開催した。日本障害フォーラム(JDF)との共催で、約300人が参加した。県と県議会も条例制定に取り組む姿勢を見せている。

フォーラムに300人

条例をつくる会は、身体・知的・精神の3障害のみならず難病や発達障害、高次脳機能障害なども含めて別が発生した場合の救済の

仕組みも盛り込んだ県条例の制定を目指す。

同会の代表には東俊裕弁護士(ヒューマンネットワーク熊本)が、副代表には熊本県難病団体連絡協議会の長廣幸さんとロープ

開きたい」と語った。

内を開いた。同会議は今回で6回目だが、6月下旬に発足した司協議会との共催

議

ファースト熊本の田畠和範さんがそれぞれ就任。設立

宣言で「差別禁止条例は社会生活の最低限のルールを定めるものであって、処罰を求めるようなものではない。基本的には話し合いの場で合意形成を図ろうとするもの」という考え方を示した。

一方、蒲島都夫県知事は

「できるだけ早く条例を制定する姿勢が示された。県議会からは早川英明議長が出席し、県政方針を受け連携することも表明された。

県の森枝敏郎・健康福祉部長によると、部内にプロジェクトチームを設置して

条例づくりに向けた情報収集や調査研究が行われており、今秋には制定までの道のりを具体的に描きたいとしている。

条例で生活はどう変わるか

フォーラムでは、条例で生活や地域をどう変えるかがテーマとなった。

まず同会メンバーがロールプレイをし、条例があったから合理的配慮を求めて

話し合う場が持てた場面を示した。例示。「差別を受けた時、あなたならどうしますか」と投げかけ、シンポジウムでは体験談や条例に期待することを出し合った。

小野藍子・熊本県ろう者福祉協会青年部手話研究部長は、生まれつき耳が聞こえないが普通学校に通った。特に高校は、先生の口

の動きを見ながら必死にノートを取る苦しい3年間だった。「大学に入ってからは手話を覚え、初めてコミュニケーションの喜びを知った」と話す。条例が出来たら、聞こえないために得られる情報が少なく孤立しやすいくことを訴えている。

宮川和夫・旅のよこび代表取締役は、障害者が参加できる旅行商品を企画する中でぶつかった壁を紹介した。車いす利用の夫が、飛行機の座席を並んで取りたくても認められなかったケース。靴箱には「どなたでもどうぞ」と張り紙がしてありながら、きれいに拭いても車いすで本殿に上がり拝観することを許されなかったケース。「説明されても理由のよみ分からぬルールがたくさんある」と話した。

「形は平等でも実質的に不平等ということが多い」と指摘したのは、全盲の藤井克徳・JDF幹事会議長。例えば、精神保健福祉士国家試験を受験した時には教科書のテキストテープがなかったこと、音で時刻を確認できる腕時計を持ち込めなかったこと、音声テープで受験することにな



ロールプレイの様子

ったが問題と選択肢を読むだけでも相当な記憶力が必要だったことなどがハードルになったという。藤井氏は「どう差別を類型化しても割り切れない、本人でなければ分からない、苦しみやつらさもあるが、見える差別については制度・政策によってなくしていくことが可能な手法だと思う」と語った。

なお、全国に先駆けて差別をなくす条例を制定した千葉県の取り組みを基調講演した野沢和弘・毎日新聞論説委員は、「条例づくりを介して、障害者別の違う人たちを知り合えた、でも障害者だけがどうこうする

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|-------------|---|----|---|
| 交通機関 | | | |
| 1 | バスの行き先案内が、不明瞭だったり不親切だったりする。 | 20 | 電動車いすで電車に乗ると、デッキにいなくてはいけない。 |
| 2 | 会社の社員旅行が貸し切りバスの旅行で、車いすでは難しいかなと思って参加しなかった。 | 21 | バスに乗るときに運転手の人から迷惑そうな顔をされた。 |
| 3 | (車いす利用者)お金を払ってバスを降りようとしたら、「金はいいから早く降りて」と言われた。 | 22 | 観光バスに車いすのまま乗れるバスがなくて一緒に旅行ができなかった。 |
| 4 | ボランティアの人から、バスにも乗れるようになってよかったですねと言われたときに、何か変な気分になった。 | 23 | タクシーを呼んだとき、手動の車いすを座席に積もうとしたら、「汚れるから」と断られた。 |
| 5 | タクシーに乗って「障害者手帳を使います」といったら、「500円でいいからここで降りて」とドライバーに言われた。 | 24 | タクシーに乗車拒否にあった。 |
| 6 | 低床バスの台数や路線が少ない。 | 25 | バスから降りるときに、療育手帳とさくらカードの見せ方が悪いと言われた。 |
| 7 | (車いす利用者)JRに乗ると座席に入れなくて、出入り口のデッキでお客さんに気を使いながらいなくてはいけない。 | 26 | JRで動く車内を移動させられた。 |
| 8 | バス停車位置が変わって困る。 | 27 | 命の危険を感じる危ない場所なので、音声信号をつけてもらえるように警察にお願いしたが、設置まで3年も待たされた。 |
| 9 | 低床電車が少ない。 | 28 | バスに乗っていてゆれる時に、握力がないのでいすに座りたいが、「若くて車いすでもないのに」と周りから注意された。 |
| 10 | バス停で、歩道ぎりぎりに停車してもらえず、乗降しづらい。 | 29 | 母と公共交通機関を利用している際に、椅子が空いたので母が私に座るように促すと、周囲から「あなたは若いのに」という目で見られる。 |
| 11 | (車いす利用者)駅に朝早くや夜遅くに行くと列車に乗せてくれない。 | 30 | 重度の車いすの仲間にタクシーの運転手が「給料泥棒」と口汚く罵りました。 |
| 12 | 飛行機に乗る時に根掘り葉掘り聞かれる。 | 31 | バスや市電がなぜ全て低床ではないのでしょうか。低床を探して乗らなければなりません。 |
| 13 | バスの乗車拒否。 | 32 | (聴覚障害)雪の日に電車がなかなか来ず、駅員さんに聞いても対応してくれなかった。2時間立ち往生した。 |
| 14 | 友人たちとお酒を飲みに行き、ホテルまでの帰りのタクシーに乗車拒否された。 | 33 | 低床バスの案内がマークのみなので分からない。音声での案内もほしい。視覚障害者には分からない。 |
| 15 | 新幹線にハンドル型車いすの人が乗れない。 | 34 | (車いす利用)バスでお金を払おうとしたら「よかよか、早くおきなさい」と言われた。 |
| 16 | 駅で目の前に電車が来ていたのに、「下車駅に連絡がつかない」といって乗せてもらえなかった。 | 35 | 公共交通機関を利用中にジロジロ見られた。 |
| 17 | 一見して障害者と分からないため、バスや電車に乗ってシートに座ると立つように注意された。 | 36 | (車いす利用)バスを利用するとき、「あの人が乗るから時間がかかって迷惑よね」と言う声を聞いた。 |
| 18 | 電車やバスで席を譲ってもらえなくて困った。 | 37 | 障害が分かりにくいので、バスや電車です座ると白い目で見られた。 |
| 19 | 車を運転する時に手が使えないからコインパーキングを利用できない。 | 38 | ノンステップバスに乗れなかったとき、運転手さんから「次に乗ってください」といわれる。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|---|----|---|
| 39 | スロープ付きバスがいつ来るかわからない。決めてもらいたい。 | 50 | 知的障害の娘がバスでパスカードを見せ忘れて運転手さんに怒られた。 |
| 40 | 聴覚障害者です。バスを利用したときに、お金を投入して降りた後に何かわめかれました。運転手さんが言っていることを理解できなかったの、紙に書いてくださいと頼んでも、わめいて一向に事態が変わりませんでした。再度「紙に」とお願いしても、怒りのあまり紙を準備してわめくだけで結局不愉快な気持ちのまま解決に至っていません。 | 51 | 聴覚障害者です。バスを利用したときに、お金を投入して降りた後に何かわめかれました。運転手さんが言っていることを理解できなかったの、紙に書いてくださいと頼んでも、わめいて一向に事態が変わりませんでした。再度「紙に」とお願いしても、怒りのあまり紙を準備してわめくだけで結局不愉快な気持ちのまま解決に至っていません。 |
| 41 | 小さな声で話せない子なので、バスの中で異様な目で見られる。 | 52 | バスに乗るときのステップが高くてつまづく。 |
| 42 | バスで何回も乗車拒否をされた。抗議しても同じことの繰り返し。 | 53 | 聞えないのでバスの運転手に降りるところを書いて渡したのに、マイクで言われ、わからなかった。 |
| 43 | タクシーに乗車拒否をされた。 | 54 | 交通機関が急に止まることがある。音声での放送なので、聞えない者は、わからない。会社にも連絡がとれず、困った。 |
| 44 | 公共交通機関に乗るとジロジロ見られる。 | 55 | タクシーに乗る前、身障者手帳を提示して「ダメ」と手振りで乗車拒否された。 |
| 45 | バスの運転手が、障害児が降りるときに大声でしかっている場面に何度も出くわした。(定期券が見えづらかったらしい) | 56 | 運転免許取得について、「ろう者でも取得できるのか？」とバカにされた。 |
| 46 | 列車で他のお客さんが、障害児を見て席を立たれていやな思いをした。 | 57 | JR の車内放送がわからない(事故・遅れなど) |
| 47 | JR 博多駅で、大雨のため、電車が遅れると、アナウンスや電光掲示があった。確認のため手話のできる駅員に聞いても「わかりません。」の一点ばり。 | 58 | 車の免許を取る時、自動車教習所に自分が運転できる車がない。免許を取る前に車を買わなければならないので負担が大きい。 |
| 48 | 熊本、博多間、霧や事故で到着時刻が遅れる車内放送があっても、聞えないので分からない。 | 59 | 自動車学校を探すとき、車いすを理由に断られた。 |
| 49 | JR 熊本駅で、遅れる旨の放送があったが、聞えない私にはわからずにずっと電車が来るのを待った。誰も教えてくれなかった。 | | |

建築・道路・トイレ

| | | | |
|---|--|----|---|
| 1 | (視覚障害)ユニバーサルデザインのトイレが、手洗い、流すボタンなど仕様も様々で使いにくい。どこの場所であっても作りや位置が統一されていればよいが、ユニバーサルデザインがユニバーサルデザインでない。 | 6 | 和食(たたみ)のお店で、車いすでの入店を断られた。 |
| 2 | 多目的トイレに入って出てきたら、車椅子のご夫婦が待っていて、あなたはここを使うのは困るといわれた。車いすの人だけが使うと思われていたようで。 | 7 | 脳卒中の友人と熊本市内を周ったときに、トイレがないので困った。やっと見つけても使いにくいトイレだった。 |
| 3 | 市内中心部に行ったとき、駐車場にエレベーターが少なく、車の通るところを通過てなんとか出入りできた。 | 8 | 斜視があり立体視力が見えにくいので、階段などの歩行がしづらい。 |
| 4 | (車いす利用者)歩道橋はなぜあるのか。 | 9 | 横断歩道の時間が短い。時間内に渡れない。 |
| 5 | 階段があり、車いすでは入りたいお店に入れたい。 | 10 | 脳卒中の片麻痺の方だと、石一つでも転倒して危ない。ほとんどの公的な場所で小さなでこぼこが、入り口など最低限なくしてほしいところに残されている。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|-----------|---|----|---|
| 11 | 車いす対応の席が後ろのため、劇場で演者の顔が見えないこと。 | 27 | 居酒屋さん等、車いすで入れるお店、トイレが少ない。 |
| 12 | 和式トイレしかない場合がある。表示があればいいのに。 | 28 | 遊園地でジェットコースターに乗るのを断られた。 |
| 13 | 娯楽施設で、階段しかないところがある。 | 29 | 今まで入れたラーメン屋さんに、ある時段ができていて入れなくなっていた。 |
| 14 | 街に出かけて地下2、3階に行きたいけど、エレベーターがないからいけない。 | 30 | まだ車いすに乗っていないときに障害者用トイレを使ったら怒られた。 |
| 15 | 居酒屋、スナック、焼き鳥屋はバリアフリーが整っていない。 | 31 | 視覚障害者だが、障害者用トイレを使ったら怒られた。 |
| 16 | 日本の道路は車優先に作られている。かまぼこ型や坂になっているから車いすで動きづらい。 | 32 | カラオケBOXに入りたいけどなかなか車いすで入れるところがない。歌いたいの |
| 17 | ホテルのユニバーサルルームの利用料金が高い。 | 33 | 車いす用駐車スペースに一般の人がとめていて困る。 |
| 18 | ホテルのユニバーサルルームが少ない。 | 34 | 障害者用のトイレの使用時、込んでいるときはいやな顔をされる。 |
| 19 | 飲食店やカラオケ店等の娯楽施設の空調が悪くて体調不良を引き起こす。普通の 人と同じようにどこにでも行きたい。 | 35 | 外食をしたいときに入り口が階段で入れなかったこと。 |
| 20 | 障害者用駐車場にポールを置かないでもらいたい。 | 36 | 車いすではないけれど、体中の痛みや握力がなくて、多目的トイレに入ると、 「ここは車いす専用のトイレだ」としかられた。 |
| 21 | ガソリンスタンドでセルフが多くなって困る。 | 37 | 公衆トイレでウォシュレットが少ない。 |
| 22 | 飲食店に車いすの客も入れるようにルールを作る必要がある。あまりに配慮がない。 | 38 | 見た目では分かってもらえないから、多目的トイレを使ったら周りから変な目で見ら れるんじゃないかと思って使えない。 |
| 23 | 行ける居酒屋が少ない。行けていいお店も改装されて行けなくなるケースが多 い。 | 39 | コミュニティセンターに行ったら段差があり、集まりに参加できなかった。 |
| 24 | 海水浴場までは行けるが、海までは行けない。 | 40 | レジが狭くて通れない。 |
| 25 | 車いすを使っているが、ディズニーランドに行って乗れる乗り物がない。 | 41 | 「車いす」＝「障害者」のイメージが強く、トイレや駐車場が利用できないことがあ る。 |
| 26 | 立体駐車場や地下駐車場を使っているが万一の時に緊急連絡システムがない。 | | |
| 福祉 | | | |
| 1 | 通学でおでかけパス券が使えない。 | 3 | 施設利用料はおかしい。 |
| 2 | 自立支援法の介護の支給量が必要なだけもらえない。はじめに予算ありき。 | 4 | 自閉症のことで相談があったが、学校や市は取り合ってくれなかった。NPOに相談 したら、実は父親のDVがあることが分かり、やっと児童相談所が動いてくれた。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|---|----|--|
| 5 | 申請主義という原則そのものが自分で訴えられない人にとっての壁になっているのでは？福祉サービスの世界は全てそうです。 | 24 | 施設で外出禁止をされた。 |
| 6 | 障害基礎年金を受けているが、国民年金基金に入ることができない。 | 25 | 施設で携帯を使いすぎで怒られた。 |
| 7 | 精神障害者の家族の相談窓口が少なく、ミーティングなどでも不安や不満、困難が噴出する。 | 26 | 施設でダンボールで叩かれた。 |
| 8 | ガイドヘルパーの支給時間が少ない。 | 27 | 施設で食品加工品で叩かれた。 |
| 9 | 病院への支払いを立替えなくてはいけない。 | 28 | 「少数の人の為に国の税金を使っていいのか」と言われた。 |
| 10 | ヘルパーさんから、リウマチになる人はわがままで先祖のたたりがあるからだと言われた。 | 29 | 家族の急病時など、家族の一員としての役割を果たすため目的にはガイドヘルパーが使えない。 |
| 11 | 日常生活用具の給付で、音声体温計や音声体重計が家族がいると対象外になり、補助がない。個人で買おうとすると金額が高額なので価格がもっと抑えられるといい。 | 30 | わが子が障害児と分かったとき、この後自分がこの子にかかりっきりにならなくてはならないと思って次の第三子を諦めた。サポートがあれば、今は3人の母になっていたかもしれない。 |
| 12 | 施設に入所しているとガイドヘルパーが使えない。外出の回数を減らしたり、高額なタクシー代を払って外出したりしなければならない。 | 31 | 子どもの通園介助を市に申し出たが、視覚障害と母親であることは違うといわれた。 |
| 13 | 福祉センターなのに、代理電話では受付してくれない。 | 32 | ガイドヘルパーが社会参加目的でしか使えない。生活の中の緊急時は認められない。 |
| 14 | 障害が軽いからと言ってヘルパーの利用時間を極度に制限された。 | 33 | 自立を目指しての盲学校への通学におでかけ乗車券やガイドヘルパーが使えない。 |
| 15 | ヘルパーがしてほしいことをしてくれない。 | 34 | 障害者福祉等が専門化しすぎて、逆に自由が奪われたよう。 |
| 16 | 日本だけ、電動車いすが時速6キロまでに制限されている。 | 35 | 施設で夜間のトイレ介助が男性だった。 |
| 17 | ヘルパーの介助がたりないから髪を伸ばせない。自分では整髪できないので。 | 36 | 昭和62年から内部障害者も障害年金給付の対象となったが、そのことを知らずに平成15年に申請に行ったら、「知らないあなたが悪い」と言われた。 |
| 18 | ガイドヘルパーと一緒にいると、周囲の人はガイドヘルパーとだけ話をする。 | 37 | 猫をペットに飼おうとしたら、ヘルパーに囲まれてやめるよう説得された。 |
| 19 | 構音障害があるため、ヘルパーが最後まで話を聞かずに勝手に判断して行動してしまうこと。 | 38 | 施設にいた頃、お風呂に入るときに両手両足を持って抱えられた。 |
| 20 | 入浴の介助が必要だが、週に3回しか利用できない。 | 39 | 最初は利用料が高くて、去年の7月から安くなったが、10月からまた高くなった。皆一緒に仕事をしているのにおかしい。 |
| 21 | 障害者手帳がないので、社会的ハンデを抱えているにもかかわらず、周囲の理解、社会的配慮が容易ではない。 | 40 | 作業所や施設を利用する方々の利用料について、同じように作業をして働いているのに金額が違ったり、「働く」のにお金を払わなくてはならないといい自立支援法はおかしい。 |
| 22 | ヘルパーに入浴を頼んだら、「わざわざ夜遅くに入らなくてもいいだろう」と言われた。 | 41 | 施設の通園バスで、周囲の人とトラブルを起こしたら、次の日にバス通園は遠慮してくださいと言われた。 |
| 23 | 市の障害担当窓口で何か社会資源がないか尋ねたところ、「特定疾患があるでしょ」とにべもなく言われた。 | 42 | 施設で「ドアをノックしてほしい」と職員に言ったら、「仕事でやっているからノックは必要ない」と言われた。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|-----------|---|----|---|
| 43 | 生育暦を学校が変わるたび、利用施設が変わるたびに聞き取りなり、記入なりをさせられる。どうして何度も同じことを言わねばならないのだろうと思う。 | 45 | 外出介助の申請をしたら、「両親がそろっている場合は家でやってください」と言われた。 |
| 44 | 施設によって職員の対応が違い困る。配慮のないところとあるところがある。 | 46 | 施設はあるが手話のできる職員は少ない。雇用条件として、手話のできる人を雇ってほしい。 |
| 医療 | | | |
| 1 | リハビリ期間の制限。 | 16 | 障害当事者の病気なのに、その家族に医師が説明することがある。 |
| 2 | 統合失調症の妻が出産のときに、障害の特性から子育ての困難さを教えられたが、それをどうやって乗り越えるかなどのアドバイスがなく、本人もずいぶん不安を持った。 | 17 | 病気のとくに段差があつて病院に入れない。 |
| 3 | 病院の院長から、「ほら、来てみて、この人足と手が全く動かないんだよ」と見世物にされた。 | 18 | 市役所の検診のとき、「こんな病気の子は二十歳までしか生きられない」と言われた。 |
| 4 | 病院で早口でしゃべる医師に、「難聴なのでゆっくり話してください」とお願いすると、初めはそうしてくれるが、だんだんと早口になって分からなくなった。 | 19 | 病院で自分の話を聞いてくれない。 |
| 5 | 珍しい症状だからと病院で体調ファイバーを医学生20人に3日間も見られてショックでした。モルモットでした。 | 20 | 子どもが診察のとき、口をちゃんとあけないので、「この子はちゃんとできない」と怒鳴られた。 |
| 6 | お腹に医療器具を埋め込んでいた時、病院の風呂でお腹を見られて、指をさして「そのボタンは何」と言われた。 | 21 | 診療が大変なので、たらい回しにされ、2時間も待たされた。 |
| 7 | 脳性マヒの進行について理解がない。 | 22 | 病院の呼び出しに気付かず、後回しにされた。 |
| 8 | 歯科で受信拒否を受けた。 | 23 | 症状を言ったが、先生とのコミュニケーションができず、いやな思いをした。 |
| 9 | 精神科でカウンセリングを受けようとしたら、誰か話のわかる人を連れてくるように言われた。 | 24 | 聞えないので、受付の看護師がマスクをしていると、話がわからない。 |
| 10 | 医師が手話通訳者のほうに目を向ける。 | 25 | 数社の会社に面接で「弱視、耳が聞こえないとは、コミュニケーションが難しいし、危ない」と不採用にされた。 |
| 11 | 難病の枠の中でも、医療補助があるものとなないものがある。 | 26 | 入院して、病院のテレビに字幕がない。二ヶ月間もテレビも楽しめなかった。 |
| 12 | 精神病院で薬漬けで身体が動かないときに、治療と称して無理やり暴力的に作業をさせられた。 | 27 | 入院して、同室の人との会話ができないのでつらかった。(盲ろうの女性) |
| 13 | 病院でガイドヘルパーの利用などの諸々の説明がない。 | 28 | 私がしゃべらないから理解ができないと言って、病院での説明がなかった。 |
| 14 | 高慢な医者に強制的に入院させられた。 | 29 | 恐怖を与えられるカウンセリングを受けたこと。 |
| 15 | 医師に「付き添いはいないのか、親を連れて来い」と言われてばかりだった。 | | |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----------------------------|--|----|---|
| 所得・保険など | | | |
| 1 | 住宅ローンを組むのに、障害を理由になかなかOKがもらえなかった。 | 3 | 知的障害があるだけなのに、生命保険には入れないのはなぜ！？ |
| 2 | 病気を理由に生命保険に入れない。 | 4 | 中軽度の障害者の所得保障が不完全である。 |
| 参政権 | | | |
| 1 | 選挙情報に配慮がない。 | 4 | 投票所の学校に手すりがないのでつけてほしいといったら、「教育委員会なので難しいだろう」と言われた。 |
| 2 | 選挙の投票が点字ではダメと言われた。 | 5 | 選挙の投票の時は、担当の人から詳しい説明をしてほしい。わからないので行かない人が多い。 |
| 3 | 選挙のとき、投票所がお寺のため行きづらい。いつも不在者投票をしている。 | 6 | 盲ろうの女性です。選挙の不在者投票に行きましたが、目が見えないので主人と行ったのですが、「二人一緒ではダメ」と怒られ、「早く早く」と言われ投票できなかった。係の人にじろじろ見られ、嫌だった。 |
| 一般サービス(店舗、公共施設、その他) | | | |
| 1 | 店員などは障害者に直接聞かないで、周りの人に聞く。 | 10 | 買い物に介助者で行くと、お金を出すのは私なのに、介助者にばかり話しかけられる。 |
| 2 | 美術館に点字帯が一冊しかない。 | 11 | 二日酔いでラーメン屋に行ったら、「障害者のくせに酒を飲むの？」と言われた。 |
| 3 | 「どのようにして」とか「どうしたらいいですか」という答えを求めていたが、逆に「特別な対応はしていません」「手話通訳は用意していません」「要約筆記はありません」と機械的な答えを言われた。 | 12 | 新聞のセールスマンに、「障害者だから新聞を読みなさい」と言われた。 |
| 4 | 電話が必要なところ(クレジット会社など)には代理を頼むのですが、代理が認められないところがある。 | 13 | 極度に娯楽が制限される。 |
| 5 | 買い物に行くと、店員さんが商品の説明を小学校低学年の娘にしだして、娘が困った顔をした。 | 14 | 30軒以上住宅探しに回った。 |
| 6 | 劇場の車いす席に機材が置いてあっていけなかった。 | 15 | 障害者のいる家にはごみ回収が来るべき。ヘルパーがこないところはゴミ出しが大変。 |
| 7 | お店の店員に赤ちゃん言葉で話しかけられる。 | 16 | 銀行で娘名義の預金をするとき、残されて説明が長く、ジロジロ娘の顔を見られた。預金をやめました。 |
| 8 | ハンバーガーショップで無視された。 | 17 | ある講演会のチラシの備考欄に、「現状のまま特別配慮は致しません」とかかれており、手話通訳を頼みづらかった。 |
| 9 | ラーメン屋に入店をごねられた。 | 18 | 家を借りたいけど貸してくれるところがない。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|---|----|--|
| 19 | 精神障害の人は身なりで入店を断られる。 | 38 | 買い物のときに店員さんに聞きたくても聞けないこと。 |
| 20 | 訪問販売の方に目が見えないことを伝えたら、「見えなければいい」と断られた。 | 39 | 役所の窓口の対応について。口語の読み取りの限界（意味が分からず）。書類申請について内容の理解をしたかったのだが、表示記号（オト）のみの繰り返し。相互に嫌悪につながった。 |
| 21 | 一人で買い物に行ったときに店員さんに言葉が伝わらなくて、嫌な目で見られた。 | 40 | アパートなどを借りにいこうにも、快く貸してくれないこともある。 |
| 22 | 飲食店で、障害（緊張）でテーブルを蹴ってしまって、「もう来ないでください」と言われた。 | 41 | 聴覚障害者です。市役所からの郵便物に問い合わせ先が電話番号しか載っていないこと。 |
| 23 | 小さな子ども2人を連れて公園の小さなプールに行った時に、プールのスペースに入るのに車椅子のタイヤを洗うように言われた。 | 42 | 富士登山旅行に応募したら、営業の人がちょっと敬遠したような返事だった。 |
| 24 | 買い物を袋詰めしてくれない。 | 43 | 言語障害がある人に、レストランで子どもに話すような言い方をしていた。 |
| 25 | お母さんと一緒に出かけて、お店の人に私が話をしているのに、お店の人はお母さんと話をする。 | 44 | コンサートで周りが立つと車椅子では前が見れず損をする。 |
| 26 | コンサートに行きたくても、末席や後ろの席と決まっていて落ち着いて聴けない。ステージから遠い。 | 45 | 店で順番を後回しにされる。 |
| 27 | 振り仮名がなくて読めない。 | 46 | 店員が他の人には「ありがとうございます」と言うのに自分には言われない。 |
| 28 | 車いすで住めるアパートが見つからない。 | 47 | 店員が健常者の人のほうに「ありがとうございます」と言う。 |
| 29 | 買い物のとき、私（車いす）ではなく、連れの人と話す店員。 | 48 | 美容室で付き添いの人に、どのようにするかを聞かれる。 |
| 30 | 片麻痺の友人が、パソコン操作をするのに、ダブルブッシュができないのでおもりを1つのキーに置いてやっている。 | 49 | 多動を理由にスイミングスクールを断られた。 |
| 31 | ライブ会場で車いすの配慮ができないので払い戻しすると言われた。 | 50 | 子どもをつれて公園のプールに行ったとき、車椅子のタイヤを洗うように言われて大変だった。 |
| 32 | 本屋で気持ち悪いからくるなと言われた。 | 51 | 通園バスが止まっているのに、タクシーの運転手から迷惑だといわれた。 |
| 33 | 警察官の対応 | 52 | 子どもが1人で近くの商店に行ったら、パトカーで送り返された。 |
| 34 | ホテルで、ホテルマンからどうしてもバリアフリールームを勧められる。お金が高くなってしまうのに。 | 53 | FAX でお願いしますと伝えたら、連絡が来なかった。 |
| 35 | 銀行ATMが視覚障害者は使いにくい。ボタンの方が押しやすい。 | 54 | クレジット会社の中には、FAX を受け付けないところがある。 |
| 36 | パチンコを足でやっているときに店員から、「他の人に迷惑になるからやめてくれ」と言われた。店員の偏見。 | 55 | アパートを借りようとしたが、聴覚障害者はダメと言われた。 |
| 37 | カード申し込み、保険加入をしても、本人確認のため、電話で確認が必要。聞えないから、別の方法でと言ったら拒否された。 | 56 | 市役所の福祉課窓口は何年も前から手話通訳者を設置してほしいと要望しているが、未だ実現していない。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|---|----|--|
| 57 | 県、市の施設には、できる限り、OHP、スクリーン、プロジェクター等を設置して、要約筆記が気軽にできる環境作りをしてほしい。 | 60 | TV ショッピング。注文したいが、タイムジャストがあり、TEL でしか注文できない。FAX 番号はなく、注文できない。 |
| 58 | 行政の催しには、手話通訳だけでなく、要約筆記も付けてほしい。 | 61 | パトランプ等の生活に必要な品物を申請するとき、市役所の担当者は詳しく説明してくれなかった。 |
| 59 | 公共施設内でのビデオには、全て字幕を付けてほしい。 | 62 | ろう者は、自分でいろいろ質問できない(遠慮)。市役所の担当者は質問されないと情報を提供してくれず、わからないことがたくさんあった。もっと説明してほしい。 |

労働

22

| | | | |
|----|--|----|--|
| 1 | 病気が原因で解雇。 | 15 | 企業面接会するとき、「あなたは手が使えないからできる仕事がない」と言われた。足を使って生活していることを理解してもらえなかった。 |
| 2 | 職場の慰安旅行で、「足手まといになるので参加しないでほしい」と言われた。 | 16 | 就職後、病気を抱えていることが伝わり、即解雇通告を受けた。 |
| 3 | 職場で、高い場所にあるものがとれないとお願いしても、給料をもらっているなら他の人と同じように自分でやれと言われた。 | 17 | 職業センターで、指でキツネが作れるか聞かれ、できなければ仕事は無理だと言われた。 |
| 4 | 障害や病気を持っていると、通院や体調不良で欠勤が多くなるので雇用できないと言われた。 | 18 | 「あなたは働かなくても年金や保護費がでるからいいじゃないか。我慢しなさい。」と言われた。 |
| 5 | 一度入社してから、本人の仕事内容を難しくして退職に追い込む。 | 19 | ハローワークで病気のことを告げると、手帳がないと支援できないと言われた。力になるうという考えのかけらも感じなかった。 |
| 6 | 職安で仕事を探しても、仕事がないと言われる。 | 20 | 職場で座っているだけでいいからねと言われた。 |
| 7 | 病名を聞いてその症状を根掘り葉掘り聞かれた。 | 21 | 仕事に人の倍の時間がかかることを周りの健常者がなかなか理解してくれなかった。障害者を雇っている職場で。 |
| 8 | 就職説明会の障害者コーナーは手帳がないと利用できない。 | 22 | 資格を持っているのに、点字しか書けないことを理由にマッサージの仕事が断られた。 |
| 9 | 車いすで働ける求人がない。 | 23 | 精神障害を理由に就職を断られた。 |
| 10 | 非常勤の研究職の求人があっても、なかなか障害者は雇ってくれない。 | 24 | 知的な遅れがあれば療育手帳がもらえ、色々なサービスが受けられるのだけど、知的な遅れのない人には手帳がなく、手助けもなく社会に出て行かねばならないのはとても不公平だと思う。発達障害者手帳は必要だと思う。 |
| 11 | 履歴書欄に「病気」というものがあるが、書けば不採用になり、書かなければ詐欺だと言われる。 | 25 | 面接で病気を持っていることを素直に言ったら、「病気の人には仕事をできるのですか?」と言われた。 |
| 12 | 難病を持っていることをどこまで伝えていいのかわからない。 | 26 | 外見からは分からない病気なので、トイレに何回も行っているとサボっていると思われた。 |
| 13 | 就職試験で5人受験して1人だけ合格したが、採用を拒否された。 | 27 | 自分のペースでしているのに早くしろと言われた。 |
| 14 | 職場で、朝礼の時に内容がわからなかった。しかし、上司から「あなたが言っている内容は皆にはわからないので、はっきりと言いなさい。」と言われた。 | 28 | (聴覚障害)職安の求人票に電話対応要の項目がある。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|-----------|---|----|---|
| 29 | 同じ作業ばかりで新しいことを教えてくれない。 | 42 | 就職のときに「字をかけないと思っていた」と言われた。 |
| 30 | 会社の中で入社したての頃、見習い期間が普通の人より長かった。 | 43 | ハローワークに行っても知的障害者の求人が少ない。身体障害者の求人は多いが、知的障害者の求人が少ないのにむかっきました。 |
| 31 | 会社の仕事で相手の言う事がわからなかったの、差別的な態度で指摘されて教えてもらったことがある。 | 44 | 障害者求人を受けるように言われたこと。 |
| 32 | (聴覚障害)会社の中で電話をとれと言われた。 | 45 | 松葉杖を使っているが、就職面接のときはしごを登れるかを尋ねられた。駐車場は用意できないがどうやって出勤するのか尋ねられた。雇わないための面接かと感じた。 |
| 33 | 入社後ずっとトイレ掃除ばかり。 | 46 | 同じ作業をするのに賃金が安い。 |
| 34 | 現場の担当者は、いつも私からあいさつしているのに、してくれない。障害者をばかにしている。 | 47 | 生活保護の話をされたり、障害年金をもらったら仕事をパートでしかなくていいと言われたこと。 |
| 35 | 会社勤めをしていた頃、健聴者と、うまくコミュニケーションができず、ひどい差別を受け、苦しんでいた。 | 48 | 求人で、「電話対応が必要だから聴覚障害者は無理だ」と断られることが多い。 |
| 36 | 朝礼時、聞えないので通訳者をお願いしたが、後でまとめて書いてやるから必要ない。」と言われたが、他の人と同時に様子を知りたい。参加できない。 | 49 | 一般企業に就職したいが、受け入れてもらえない。 |
| 37 | 聞えないので、同僚が風邪のためマスクをしていると、口の動きが見えないので、話が伝わらない。 | 50 | 就職といっても、清掃など決まった仕事しかない。 |
| 38 | 就職面接のとき、聴覚障害者だとわかると、面接をしてくれないこともある。 | 51 | 以前勤めていた会社での事ですが、会議に出席する、私達ろうあ者の為に手話通訳者をお願いしたが「、会社の秘密に関わる会議なので部外者を連れてくるのは、外に漏れるおそれがあるからダメ。」と理解してもらえなかった。 |
| 39 | 市町村の窓口に障害者をもっと配置すべき。身体障害者の中で、特に、聴覚障害者の雇用が少ない。 | 52 | (知的障害)仕事が減りだすと人員整理がはじまり協力関係の会社への出向といわれた。しかし車の免許もなく、その会社へは車で1時間近くかかり、結局、おもしろくなくてやめる。 |
| 40 | (知的障害)就職の際、会社からも職業訓練校からも就労契約書も手渡されず説明もなかった。 | 53 | (知的障害)タイムカードを押させられ時間外で仕事をさせられ、疲労が溜まり機械操作もふらふらで誤って手を挟まれてしまう。会社は本人のミスというが、都合のよい労働力として使われている。 |
| 41 | 精神障害者手帳3級所持者。県職員で永年勤続(30年)の表彰を受けたが、その条件は成績優秀なものであった。それなのに、それをはさんで約10年間昇給はなく、不良職員としての研修を受けさせられた。昨年やっと昇給したが、普通の県職員の半分の額だった。 | | |
| 教育 | | | |
| 1 | 県立高校で3年間エレベーターが設置されなかった。 | 3 | 中耳炎で耳が聞こえなかったために、保育園のときに担任からいじめられ、小中学校の間ずっといじめられた。話せなかったため。 |
| 2 | 修学旅行に連れて行けないと言われた。実際行かなかった。 | 4 | 障害を見られただけで、小学校入学から中学校では「字が下手だから養護学校へ行きなさい」と言われた。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|--|----|--|
| 5 | 交流学級の担任になることを嫌がる先生。 | 23 | 校舎の改造要求をしないことが高校（県立・昭和40年）入学の条件だった。 |
| 6 | A子さんはクラスにいる「変わった子(Bさん)」のことで悩んでいた。アスペルガー一症候群と思われたが、担任は十分な対応をできていないように思われた。 | 24 | 身体障害だが、教師が訪ねてきて高校入学願書を取り下げるよう求められた。（昭和44年） |
| 7 | 盲学校にスクールバスがない。 | 25 | 普通学校の先生に、「聾学校」についての知識がないのにがっかりしました。 |
| 8 | 次男が学習障害だが、小中学校では障害に応じた教育システムを持つ学校がなく、また教員スタッフの配慮も弱く、ほとんど学習できなかった。 | 26 | 大学で福祉実習のときに福祉事務所を希望したら、「迷惑がかかるのでやめてほしい」「後輩に次の実習先がなくなるからやめてほしい」と聴覚障害を理由に言われました。 |
| 9 | 学習障害者は中学校まではどうか制度があったが、高校の学齢では適当な教育の受け皿がなく、生活訓練できなかった。19歳になってようやく自立支援法の適用が受けられた。 | 27 | 就学指導委員会で進路・就学について検討されること自体おかしいと思う。 |
| 10 | 特別支援学級とは名ばかりで、各学校に別に人的加配や予算の配分があるわけではないので、学校現場ではあたふたするだけで制度的に厳しい。 | 28 | 特別支援教育は「その子のため」と言われるけど、細かい違いをあげて分けていつている。 |
| 11 | 英語の時間の音読のとき当てられなかった。あなたは耳が聞こえないし、発音がなってないと先生からいわれた。 | 29 | 普通の小学校には専門の先生はいませんでした。 |
| 12 | 社会福祉援助技術演習で実習先に車いすを理由に断られた。 | 30 | （難聴）先生の口の形が見たくても後ろを向いて話すから見えない。先生にお願いしても、「授業が速く進まなくなるから、友達からノートを取っている」と言われた。 |
| 13 | 共に学ぶ教育が進んでいる地域と全くと言っていいほど進んでいない地域がある。 | 31 | 体育の時間はいつも見学ばかりだった。 |
| 14 | 共生教育は場所によっていいところと悪いところがある。 | 32 | （知的障害）「こんな子が普通学級へ入学してどうするの」といわれ、特殊学級への入学を勧められた。 |
| 15 | （学校で）病気がうつると言って遊んでくれなかった。いじめられた。 | 33 | （知的障害）水泳時間は見学だった。 |
| 16 | 中3のとき、中学校の先生に「進路は養護学校でいいですよ」と言われた。 | 34 | てんかんがあるので、学校のプールは母が必ず付き添ってくださいと言われた。 |
| 17 | 大学の教室の大教室は車いす席が固定されている。 | 35 | 普通学級に通うとき、母親も一緒に学校で待機していた。 |
| 18 | 「校舎の改造要求をしないことが入学の条件」と校長に言われた。 | 36 | 養護学校に行きたいのに、普通学校を勧められた。 |
| 19 | 「入学の条件で、突き落とされても責任を求めないこと」と言われた時、同席していた両親が一言も抗議をしなかったこと。 | 37 | 普通学級を希望していたが、「途中から特殊学級にかわってもらいます」と言われたので、あきらめて特殊学級にかわった。 |
| 20 | 「故意に階段から突き落とされても責任を求めないことが入学の条件」と校長に言われたこと。 | 38 | （知的障害）普通学級に通っていたとき、授業参観でたくさんの親が見ている中で、子どもが順番に当てられ、わが子の番で、「この子はできないからとばす」と言われた。 |
| 21 | 障害があるから普通学級には入学できないと言われた。 | 39 | 通学バスの中で「バカ」と大合唱された。先生もそれを止めなかった。 |
| 22 | 子どもの学校行事の際、障害児には配慮があるが、障害を持つ保護者にも配慮がほしかった。運動会など。 | 40 | 本人のきょうだいが「〇〇ちゃんのお姉ちゃん？」と言われるのを嫌がり、運動会などに来るなど言われた。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|---|----|---|
| 41 | 教育実習先を探す際に、担当教授が先方に病気のことを伝えたために受け入れられなかった。 | 57 | 幼稚園に手がかかるので、毎日ではなく、1日おきに登園してくださいと言われた。 |
| 42 | 怠けているといわれる | 58 | 普通学級だったが授業にもついていけず、授業中にウロウロすることで特殊学級にうつった。 |
| 43 | 同級生は高校に進学したのに、自分だけは家の中で一人でした。 | 59 | 近くの学校でなかったなので、送迎も大変で、地域との交流もできなかった。 |
| 44 | (学校で)親のしつけがなっていないといわれる。 | 60 | 子ども会などが学校区で運営されているので、障害のため違う学校区に通学していると、子供会や夏休みのプールなどに入れてもらえないことがあった。 |
| 45 | 学校の移動に階段が大変だった。 | 61 | 通っている保育園の園長が「障害児の親は市役所に顔が利くので、私がかんばっている園長、よい園長だと市役所に伝えてほしい」と何度も言われた。 |
| 46 | 子どもの学校の役員など、出来ることと出来ないことを伝えても、目に見えるインパクトがないので無理強いされることが多かった。 | 62 | 保育園の担任は子どもの障害が分かっておらず、受け持って困っていた。 |
| 47 | 「普通学級を希望するなら、体育や遠足などにお母さんも付き添ってください」「送り迎えをお願いします」といわれ、特別支援学級に移るまでの2年間はほとんど毎日母も学校に行った。 | 63 | 修学旅行に一緒に行けなかった。 |
| 48 | 普通学級を希望していたら、「あなたのお子さんのために言っているんですよ」と特別支援学級を勧められた。 | 64 | 中学校の中間試験や期末試験、あるいは、高校入試に英語のヒアリングがあった。耳が聞えないので、さっぱり内容が分からず、適当に回答した経験があります。 |
| 49 | 大学で友達と食事をしていたときに、知らない人から変な目で見られた。 | 65 | 小学校に入学した時に「補聴器」を指して、同級生から「これは何？」と言われた。 |
| 50 | 小学校の卒業アルバムに特殊学級の卒業生が載っていなかったこと。(特殊学級のみアルバムを先生が手作りで作ってくださっていました)すぐに一緒に載せてもらいました。 | 66 | 2人の子供が小学生位の時、参観日で差別的な目で見られた事がある。 |
| 51 | 小学校のPTAに特殊学級代表のポストがなかったこと。びっくりしていらしてもらいました。 | 67 | 学校で疎外感を味わった。(声をかけてもらえなかった。) |
| 52 | 小学校の修学旅行に通常学級と一緒に連れて行ってもらえなかった。特殊学級の合同旅行に行くから必要ないのではと言われた。交渉したが行くことは出来なかった。 | 68 | 学生の頃、弟もろう者で2人で手話で会話している時、同じ普通の学生に見られた時ものまねして馬鹿にされた事がある。 |
| 53 | 小中学校のとき、みんなから仲間はずれにされた。 | 69 | 先生から、「手まねは見苦しい。あなたは、猿と同じ人間だ。」言われた。手話ができないので、手振り、身振りでやったのに。 |
| 54 | 学校で靴を隠された。 | 70 | 夜中、ろう学校の寄宿舎を一周させられた。ところどころで、おどしあり。 |
| 55 | 大学では手話通訳ボランティア、要約筆記ボランティアの援助を受けることができたが、大学院では面接授業がメインなので手話通訳、要約筆記ボランティアが認められていない状況。 | 71 | ろう学校寄宿舎時代。夜、眠っている間インクを顔にかけられた。(差別というよりイジメのイメージ) |
| 56 | 小学校の頃、普通学級に行っていたのですが、「〇〇(私)君がいるから2階や3階の教室になれない」と言われた | 72 | (聴覚障害)先生から「口でお話しなさい。」と言われたが分からなかった。苦しかった。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|-------------------------------|----|--|
| 73 | 言語障害があるから言葉の暴力を受けた。「死ね」と言われた。 | 74 | 息子が身体障害者です。高校受験のとき、私立の高校を希望して受験のお願いに行きましたが、「受験は対応できるが、入学となったら職員も少ないし介助ができない」とか、息子は手も動かせないの、「できないことが多いので単位も取れないのではないかと、結局、迷惑だと遠まわしに言われていることが分かった。 |

人間関係(家族・結婚)

| | | | |
|----|--|----|--|
| 1 | 家の中にいたとき、お客がくると自分の部屋の中に身を潜めさせられていた。 | 16 | 身体に重度の障害を持つ彼女を、正月に親戚の集まりに連れて行きたいとおじさんに言ったら、「じいちゃんが気が狂うから」と断られた。 |
| 2 | 身内のものから私が障害があるということで仲間外れにされた。 | 17 | 自分自身が息子の出来ることに梓を作ってしまう、あれもこれもさせない、させられないと思っています。これが一番差別でしょう。 |
| 3 | 結婚の際、反対にあった。人間性よりも病気が進行性であることを心配して。 | 18 | 病気が進行していく中で、親からいつまでも健常者として生活していくことを求められた。 |
| 4 | 子どもから、「どうして病気になったの?」「なんて言っているの?」とか質問されたときに答えに困った。 | 19 | 自分の子どもがてんかんであることを触れ回らなくていい親戚に言われた。 |
| 5 | 子どもに手がかかって大変だと愚痴をこぼしたら、「前世でちゃんと子育てしていないから、今しないといけならしいよ」と身内に言われた時に悲しかった。 | 20 | 本人の行動を注意しなかったことを、後で陰口を言われる。 |
| 6 | 結婚差別。相手の親から、「あなたは障害があるから、自分の子どもに介護で苦労させたくない」と言われた。ヘルパーを使って生活しているので、そんなに苦労はしていない。 | 21 | 親戚で祝い事など行事があるとき、親やきょうだいには招待があるが、自分には今まで一度もない。 |
| 7 | 親からの差別、「あなたは障害があるから地域の学校に行けない」と言われた。 | 22 | 親戚から施設に放り込めといわれた。 |
| 8 | 結婚するとき、相手の親に反対された。 | 23 | 親戚の結婚式に遠慮して行かないと、「大変ね」と同情されるのが悲しい。 |
| 9 | 家で結婚の話が出ない。異性の話も出ない。 | 24 | 障害者のきょうだいであることでのいじめにあったことがある。 |
| 10 | パイプカットしないと結婚させないと身内に言われてパイプカットした。 | 25 | 「あの人が兄ちゃんなの」と言われて、弟がいやな思いをした。 |
| 11 | 母に「結婚しても子どもは作らないで」と言われた。 | 26 | 親から「あなたは、耳が聞えないから何もできないんだから、お母さんがやるから何もせんでいい」と子供の時に言われた。 |
| 12 | 家にお客が来たとき、自分の部屋に身を潜めていたときの気分がとてもイヤ。 | 27 | 父と出かけたが、会話ができないぼくは、ひとりぼっち。 |
| 13 | 身内が一番差別する。 | 28 | 家族から、「聞えないから、あなたはいい」と言われ話の中に入れてくれない。 |
| 14 | ハンセン病者の家族は結婚差別がある。 | 29 | 父親の葬儀にも出席させてもらえず、別室で待たされた。会葬御礼のはがきにも名前はなく、家族の中でも差別を受けている盲ろう者もいる。 |
| 15 | 身内と一緒に出かけ、知り合いと会ったときに、妹家族は紹介されたのに、私と子どもは紹介されなかった。 | 30 | 盲ろう女性。家族で集まって楽しく話しているとき、自分だけ話の内容も伝えてもらえず、淋しい思いをしました。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|--|----|--|
| 31 | 私は少し歩けるので、両親に、「車いすに乗って実家に帰ってくるな」と言われた。 | 34 | 妹夫婦が「耳が聞こえない人は、話にならない」と言われ、「口読を覚えない」といわれた。 |
| 32 | 父が精神障害を持っていることに、周りや親戚たちから、「頭がおかしい」と言われた。心が痛かった。 | 35 | 親戚や兄弟・姉妹に私は聞こえないから紙に書いてくださいと言っても書いてくれない。 |
| 33 | 結婚するときは「子どもは育てられないし、生まれた子どもが差別されてかわいそうだから避妊しなさい」といわれた。 | 36 | お通夜や、お葬式に情報保障がない。親戚や妹がお酒を飲ませてくれない。 |

人間関係(友人・一般・その他)

| | | | |
|----|--|----|--|
| 1 | 何もしていない時に「がんばってください」と声をかけられた。 | 14 | 私は耳が聞こえないので、紙に書いてくださいといっても紙に書いてくれない。 |
| 2 | 知的障害の方から、これまで周りからバカ扱いられてきたことなどを伺った。自分でも「俺は何も考えることができないから」と言い聞かせてこられたことがよくわかった。 | 15 | 道を聞かれたとき、「私は耳が聞こえません」というと、「あ、いいです」と言って別の人に聞かれた。 |
| 3 | 明らかに、病気を持っていてかわいそうだという行動や発言がしばしば感じられる。 | 16 | 「聞こえない」という理解が健聴者には難しく、聴覚障害者自身も自ら発信できる方法が分からず、お互いの溝が深まるばかりで、逆に誤った見方を持っている人が多いと思う。 |
| 4 | 電話をかけたとき、「なんて言っているか全然わからない」と言われて、笑いながら切られた。 | 17 | 一般の人には紙に書いてくださいとお願いしても、書くどころか口で話をしてしまう人が多く、「書く」「話す」の違いの意識が低いように思う。 |
| 5 | 難病者だが、骨折して松葉づえを使っていたら、車いすの方から「これであなたも障害者の気持ちがわかったか」と言われた。 | 18 | 急に人がかけよってきて「がんばってください」と言われて握手をされた。 |
| 6 | 小学校の時に松葉杖を使っていたが、仲の良かった友達にひどい言葉を投げつけられた。 | 19 | 難病の「痛み」を周囲に理解してもらうことが困難。伝えるほど、「わがまま。怠けている」と誤解される。 |
| 7 | かわいそうといわれる。 | 20 | 自宅で、来客者は自分を無視して奥にいるヘルパーに話しかける。 |
| 8 | 同じ病気の人と行動するほうが、分かりあえて自分が楽だったけど、両親からだんだん健常者に遠くなると言われた。 | 21 | 夜出かけると、「なんでこんな時間に出るの」といわれる。 |
| 9 | 障害者の人から、「私は病気ではない」と面と向かって言われた。 | 22 | 子どもがよだれが出るので、人に汚くていやそうな目で見られる。 |
| 10 | 健常者の人から「病気をうつさないでね」と言われて傷ついた。 | 23 | 一般の人から奇異の目で見られる。 |
| 11 | 病気を抱えていることで、人間関係や行動範囲が狭いと思われており、「あなたは社会をあまり知らないのよ」と言われた。 | 24 | プールに連れて行ったときに、子どもが騒ぎ出した。それをみた人が「そんなうさぎ子を連れてくるなんて、連れてくるな」というようなことを言われて腹が立った。 |
| 12 | 過剰に「大丈夫？無理しないで」と言われる。 | 25 | 電車に乗るとき、動きが遅いので後ろから押された。文句を言うと、その後会うたびに「いつもグズグズして」と言われる。 |
| 13 | 障害の有無にかかわらず、相手のことを理解しようとしないうこと。 | 26 | (ダウン症)一般の人と顔つきが違うのでジロジロみられる。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|--|----|--|
| 27 | 地域生活の中で、当番制などについて、できることとできないことを伝えると、「わがまま」や「できないことを言いすぎる」と言われる。 | 47 | 本人のきょうだいが、指を指されたりしていやな思いをした。 |
| 28 | 「体調が悪いからと言って断る(さぼる)理由があるのはいいよね」と冗談交じりに言われた。 | 48 | 子どもの行動について、親のしつけが悪いからと言われた。 |
| 29 | 病気＝伝染する＝早死 と考える人もいるらしく、腫れものに触るように扱われる。 | 49 | 「親の苦労は当然だが、きょうだいにも苦労をかける」と言われた。 |
| 30 | 難病はまだいいわよと、他の障害と比べられる。 | 50 | 「あの子はちょっとおかしい」と言われた。 |
| 31 | 車いすに乗っていると、脚が動かないと思われる。「動くの？」と言われる。動かすと、動くなら歩けると思われる。 | 51 | 温泉でかきむしり行為の跡を見られて、「うつらないのか」と聞かれた。 |
| 32 | 大学の教授に病気のことを告げたら、「病気にはなぜなったの？」と問われた。 | 52 | 「バカ」「アホ」と言われたことで悩んだ。 |
| 33 | 重いものが持てないのだが、「華奢なふりをしている」など、女性側から中傷を受けた。 | 53 | 言葉でコミュニケーションがとれないので、心配した人は110番に電話をされる。 |
| 34 | 入院中に患者さんの一人から、「そんな身体になって、結婚もなにもできないね」と言われた。 | 54 | 子どもは一人言を言ったり、歌ったりするが、ある時ポケットに子どもの字で、「うるさいから歌うな、笑うな」と書いてある手紙があった。 |
| 35 | 見た目は健常者と変わらないので、怠けている、さぼっていると思われるのではないかと不安。 | 55 | 小さい子どもから見られていやな思いをした。 |
| 36 | 痛みや内部障害など、「見えない障害」への理解を得ることがとても難しい。よって外出をためらったりする。 | 56 | 近所の子どもにジロジロ見られた。 |
| 37 | 「お母さん明るいですね」と言われ続けて20年。そうそう暗くしてなんかいられるかと思う。誰でも明るくなったり、暗くなったりします。 | 57 | いつも身体を左右に動かしているので、変な目で見られる。 |
| 38 | 病気のためにみんなから食事や生活に気を使われるのがイヤ。 | 58 | 温泉で入浴している間ジロジロ見られた。 |
| 39 | 周りから耳が聞こえないことに気づいてくれない。 | 59 | 他の子どもから指を指されてバカにされた。 |
| 40 | 「自閉症です」という言葉に「引きこもりですか」という反応が返ってきます。差別というより誤解ですけど、どうにかならないかと思う。 | 60 | 変な声を出すとうつると言われた。 |
| 41 | 道行く人に「あんなにのにならんでよかった」と聞こえるように言われた。 | 61 | 子どもが大きな声で歌ったり、飛んだり跳ねたりしていると小さい子どもは怖がったり、変な目でみたり、ヒソヒソ話される。 |
| 42 | 家族から怠けているといわれた。薬や症状のせいで本当に何もできなかったのに。 | 62 | 子どもはひとり言をいったりするので、小中学生が大きな声で笑ったりするのがいやでした。 |
| 43 | 近所の人に無視される。 | 63 | (聴覚障害)わからなくて聞き直した時、無視された。 |
| 44 | アスペルが一の障害を町内で理解してもらえない。 | 64 | 話しかけられた時に、聞き取れなくて聞き直したら「もういいよ」と繰り返し伝えてくれない。 |
| 45 | 車いすだから一緒に行けないねと言われた。 | 65 | 聞こえていないことがわかっているのに、話がどんどん進んでいく。 |
| 46 | あなたのような性格だから、痛みのあるリウマチになった。 | 66 | 聞こえないふりをしていると思われた。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|---|----|--|
| 67 | ステロイド多量服用でムーンフェイスになっているが、声も大きくて元気ねといつも言われる。 | 80 | 障害者同士でも差別・いじめがある。(同じ聴覚障害者なのに〇〇はきこえとらんなど) |
| 68 | マスクを外してくださいといってもマスクを取って話してくれなかった。耳が聞こえない人にとっては、口形が大切な情報源の1つである。 | 81 | 普通に話したつもりが「外国の方ですか?」と言われた。 |
| 69 | 見た目だけで知的障害者と見られない。 | 82 | 手話での読み取りがよくわからない時に、ろうの方から「バカ」と言われた。 |
| 70 | 「歩けるのに車いすにのっている」と言われる。 | 83 | 話の内容についていけず、一緒に行動できなかった。 |
| 71 | 普通に座ってられないほどお腹が痛くても、仮病といわれる。見た目では分かってもらえない。 | 84 | 会議のとき。聞えないので、連絡方法を尋ねただけで、「よけいなことを言うな。」と言われた。 |
| 72 | 治らない病気なのに、入院中に職場の人(周りの人)から「治ったらでておいで」と言われる。 | 85 | 聞えないので、要約筆記を依頼したが、健聴者に無視された。 |
| 73 | 夫が車いすの介助や入院中の付き添いをしてくれると、周囲からかわいそうな家庭だとあからさまに言われた。(女性が男性の介助をすることは当たり前といわれるが…) | 86 | 「聞えないので、筆談で。」とお願いしたが、「めんどくさい。」と言われた。 |
| 74 | 難病というだけで、「うつる病気でしょ」と言われた。 | 87 | 会計報告のとき、盲ろう者はわからないから、説明はいらないと言われた。 |
| 75 | 自閉症の子の親です。言葉の暴力? 「犯罪被害を被る側の立場に立ったらどうなのか考えてほしい」と言われた。 | 88 | 小学校のとき、ポケット補聴器をかけて「つんぼ」と言われた。 |
| 76 | 痛みという「見えない障害」のためにできないことを、話せば話すほど「甘え、サボリ」と誤解された。 | 89 | 障害者手帳を返したら、もう一度もらうように皆から言われたこと。 |
| 77 | 友人との関係で、私には嫌なことをされたのに、他の人たちには嫌な発言をしたりしないのは差別だと思う。 | 90 | 「障害者は動作が遅くてイライラする」と言われた。 |
| 78 | 挨拶をしようとしたときに、自分から声をかけたのに相手が無視するようなことをすることは差別だと思う。 | 91 | 障害児施設を利用している人の進路相談で自宅に近いところを紹介すると、自宅の横をその人たちが毎朝散歩するからダメ(帰ってこられたらダメ)と言われたことがある。 |
| 79 | 発達障害児が街中でパニックが続くとき、その周辺の市民が冷たい視線を浴びせている。 | | |

その他

| | | | |
|---|--|---|--|
| 1 | 化学テロの避難訓練に障害者が想定されていなかった。 | 5 | 市営団地で、清掃活動に参加できないならお金を払うか代替りの人を出すようにと言われる。 |
| 2 | 本人の意思とは関係なく物事を決められてしまう。(知的障害者など) | 6 | 地区の行事の担当を勝手に飛ばされた。 |
| 3 | 身体が大きいので、洋服等のサイズがなく、高い出費を強いられたり、お店を探しまわったりしなくてはならない。 | 7 | 町内会の役員に障害者とお年寄りとは除外と言われた。 |
| 4 | 風邪が流行するとマスクをする人が増えてくる。その中での会話はお手上げ。 | 8 | 地区の当番が22年間1度も回ってきたことがない。 |

20

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|---|----|---|
| 9 | 24時間テレビで「頑張る」障害者だけテレビに出す。 | 27 | 一般社会において、何かを行うとき、作るとき、常に「見える、聞える人」を対象に行われ、耳の障害者はカヤの外に置かれる。この発想自体も差別にあたるのでは。 |
| 10 | 消費税増税をするときに、福祉税だという言い方をして、福祉を利用している。 | 28 | 耳の障がいには、耳からの情報は入らない。しかし、「聞えないから、わからない。」と言う言い方は、差別ではないか。 |
| 11 | 差別を受けていることすら感じなくなる。 | 29 | 「聞えないから、危ない、できない。」と言う見方は、差別。 |
| 12 | 「障害者」と呼び捨てにされるのが嫌だ。 | 30 | 町内会の回覧版、私の家には回ってこない。聞えないからと役員決めも勝手にやられてしまう。相談してほしい。 |
| 13 | 体調が悪くなると絶食になることがイヤ。 | 31 | 盲ろう者通訳介助者は他の介助者より大変と見下される。 |
| 14 | 補聴器をはめていると頭が痛くなるときがある。 | 32 | 天気予報に配慮がない |
| 15 | 中国へのハンセン病患者入国拒否問題に関する誹謗・中傷。 | 33 | ニュース速報に音声がない。 |
| 16 | 遺骨の引き取り手がなく、療養所の中に納骨堂がある。 | 34 | ホテルで字幕付きテレビを見ることができない。 |
| 17 | 病気そのものは治っていても、後遺症がハンセン病だとの認識が強い。 | 35 | 会議のレジュメの点字と墨字のページが違う。 |
| 18 | 精神障害者が安心して住めるところ、居場所があまりにも少ない。 | 36 | テレビで緊急速報が流れても、“ピピッ”とは聞こえるが、内容は音声で流してくれないので分からない。 |
| 19 | 介助者同伴で旅行するのでお金がたくさんかかる。 | 37 | 視覚障害があるのに、市からの通知に点字の記載がない。 |
| 20 | 作業所作りで地域の方の反対にあいました。「作業所は街の中でなく山の中に作れ」「この街に作るのには反対だ」と言って聞いてもらえませんでした。市当局は、「私たちは中立だ。皆さんで話し合ってください」と取り合ってもらえませんでした。 | 38 | 災害が起きたとき、避難場所等の呼びかけが聞こえないので、情報が全く分からない。 |
| 21 | グループホームの立ち上げについて、当該地域住民の理解が得にくい。 | 39 | 話の過程の中で、聴覚障害者はいつも結果だけ言われ、話の流れの中に参加できず、集団での会話が楽しめない。 |
| 22 | 市職員に施設に強制連行された。 | 40 | ローカルテレビは字幕がない。 |
| 23 | 「精神科へ通っていること」＝「障害者」という扱いを受けること。 | 41 | 市町村の災害情報、緊急放送は、音声放送で聞えない者はわからない。 |
| 24 | 数年前、成年が家族の虐待で死亡したが立件できなかった。児童虐待防止法からも、高齢者虐待防止法からも抜けてしまっていて対応できず。福祉事務所の担当も訪問でなく電話で対応を済ませていた。結局、現地の警察も事故扱いで済ませてしまう。 | 42 | インターネットの動画に字幕の付いていないものもある。 |
| 25 | 県内に1カ所だった障害者が運転免許をとれる免許教習所が閉鎖になる際に、署名活動を行っていたら「甘えるな」と言われた。 | 43 | 盲ろう者として行事に参加した時、(いろいろな勉強会)通訳・介助者がいないときは、誰も情報をくれない。 |
| 26 | 親族で遺産相続があったが、ろう者だから話に入ることもできず、遺産ももらえなかった。 | 44 | 盲ろう者は、手話をゆっくり表現してもらわないとわからない。ある手話通訳者はろう者と同じ速さで表現するので全くわからない。 |

〈参考資料〉 2008年12月～2009年6月に寄せられた嫌な思いをした事例（計553事例）

| NO | 事例 | NO | 事例 |
|----|---|----|---|
| 45 | 親として差別していると思う。子どものかわりに先回りして意見を言うことが多い。 | 49 | 盲ろう者に付く2人の通訳・介助者の会話を盲ろう者に伝えない。 |
| 46 | 子どももいい歳になり、親も高齢なのにいまだにどこに行くにも親子同伴で行かなければならない。 | 50 | 盲ろう者としてすべての場所に(家を出るとき)通訳・介助者が必要なのに通訳・介助者がいないので情報が入ってこない |
| 47 | 親が周りに迷惑をかけないよう、本人の生活を狭めている。 | 51 | 親が本人の行動を先に決めてしまうことがある。 |
| 48 | 本人に聞かれているのに親が答えてしまう。 | 52 | 追突、相手の健常者が、「ろう者は(耳が聞えないから)あぶない」と言われました。 |

主な人権条約とわが国の締結状況

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (ICERD)

国連採択：1965.12.21、発効：1969.1.4

日本締結：1995.12.15

2009年5月現在 締約国数 173

国際人権規約（自由権規約）（市民的及び政治的権利に関する国際規約）

International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR)

国連採択：1966.12.16、発効：1976.3.23

日本締結：1979.6.21

2009年5月現在 締約国数 164

国際人権規約（社会権規約）（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）

International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (ICESCR)

国連採択：1966.12.16、発効：1976.1.3

日本締結：1979.06.21

2009年5月現在 締約国数 160

女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW)

国連採択：1979.12.18、発効：1981.9.3

日本締結：1985.6.25

2009年5月現在 締約国数 186

拷問等禁止条約（拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約）

Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (CAT)

国連採択：1984.12.10、発効：1987.6.26

日本締結：1999.6.29

2009年5月現在 締約国数 146

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

Convention on the Rights of the Child (CRC)

国連採択：1989.11.20、発効：1990.9.2

日本締結：1994.4.22

2009年5月現在 締約国数 193

移住労働者の権利条約（全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約）

International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families (ICRMW)

国連採択：1990.12.18、発効：2003.7.1

日本締結：未締結

2008年5月現在 締約国数 37

強制失踪防止条約（強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約）

International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance (not yet into force)

国連採択：2006.12.20、発効：未発効

日本締結：未締結

2008年10月現在 締結国数 5

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD)

国連採択：2006.12.13、発効：2008.5.3

日本締結：未締結

2009年7月13日現在 締約国数 59

注：日本締結 = 批准書・加入書の寄託日。

注：日本語名称の括弧内は、政府訳による正式名称。